

2011 年 7 月 20 日

各 位

ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命保険 2011 年度第 1 四半期の保険金等の支払状況

保険金等の支払実績は 243 件

ライフネット生命保険株式会社（URL：<http://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社：東京都千代田区、代表取締役社長：出口治明、以下「ライフネット生命」）は、2011 年度第 1 四半期の「保険金等の支払状況」についてお知らせします。

2011 年度第 1 四半期（2011 年 4～6 月）にお支払いした保険金等は、保険金 4 件、給付金 239 件、合計 243 件となりました。また、同期間に支払いに該当しないと判断した件数は、保険金 1 件、給付金 14 件、合計 15 件となりました。

ライフネット生命では、その創業理念をまとめた「ライフネットの生命保険マニフェスト」において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを『正確に誠実に、遅滞なく』実行することを目指しており、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5 営業日以内※¹」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。2011 年度第 1 四半期の平均支払所要日数（営業日）は 3.14 日※¹となり、迅速な支払いを実現することができました。

保険金等の支払件数、支払非該当件数および内訳※²

2011 年度第 1 四半期（2011 年 4 月～6 月）

（単位：件）

	保険金※ ³				給付金※ ⁴					合計
	死亡 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	入院 給付金	手術 給付金	就業不能 給付金※ ⁵	その他	合計	
支払件数	4	—	—	4	170	64	5	—	239	243
支払非該当件数合計	1	—	—	1	8	6	—	—	14	15
詐欺取消※ ⁶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	3	3	—	—	6	6
重大事由解除	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1
免責事由該当	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
支払事由非該当	—	—	—	—	4	3	—	—	7	7
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ライフネット生命保険株式会社

Copyright© LIFENET INSURANCE COMPANY All rights reserved.

保険金等の支払件数、支払非該当件数の推移

(単位: 件)

		支払件数	支払非該当件数
2011 年度	第 1 四半期 (2011 年 4～6 月)	243	15
2010 年度	第 4 四半期 (2011 年 1～3 月)	193	10
	第 3 四半期 (2010 年 10～12 月)	150	5
	第 2 四半期 (2010 年 7～9 月)	95	4
	第 1 四半期 (2010 年 4～6 月)	67	10
2009 年度	第 4 四半期 (2010 年 1～3 月)	55	2
	第 3 四半期 (2009 年 10～12 月)	36	6
	第 2 四半期 (2009 年 7～9 月)	35	2
	第 1 四半期 (2009 年 4～6 月)	17	0
2008 年度	第 4 四半期 (2009 年 1～3 月)	7	1
	第 3 四半期 (2008 年 10～12 月)	1	1
	第 2 四半期 (2008 年 7～9 月)	3	0
	第 1 四半期 (2008 年 4～6 月)	0	0

支払非該当事案の概要(2011 年度第 1 四半期)

2011 年度第 1 四半期(2011 年 4～6 月)に支払いに該当しないと判断した主な事案の概要は、以下の通りです。

支払非該当事由	種類	支払非該当とした事案の概要
免責事由該当	死亡保険金	- 被保険者死亡による請求をいただきましたが、審査の結果、被保険者の死因は自殺であることが判明しました。 - 責任開始から 3 年以内の自殺のため、免責事由に該当し、ご請求の保険金は支払い非該当としました。
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	- 病気による入院給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院の原因となった病気を告げられていたにもかかわらず事実を告知していただかなかったことが判明し、かつ、告知いただかなかった事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。 - このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金は支払い非該当としました。

支 払 事 由 非 該 当	入院給付金	病気による入院給付金の請求をいただきましたが、入院証明書に記載内容および病院への確認の結果、日帰り入院であったことが判明し、支払事由の 1 泊以上入院した場合に該当しないため、ご請求の給付金は支払い非該当としました。
------------------	-------	--

- ※1 請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、保険法施行(2010 年 4 月 1 日)に伴い、事実の確認を要する事案については、保険金等を支払うべき期限が定められました。このため 2010 年度第 1 四半期より、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案については平均支払所要日数の計算に含めていません。
- ※2 上記実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては 1 契約で複数の件数を計上する場合があります。
- ※3 保険金の取扱いのある商品は、『かぞくへの保険』[定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)]のみとなります。なお、当社では死亡保険金の支払いにおいて普通死亡と災害死亡の区別をしていません。
- ※4 給付金の取扱いのある商品は、『じぶんへの保険』[終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)]および『働く人への保険』[就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)]となります。なお、当社の『じぶんへの保険』でお支払いする給付金は、入院給付金および手術給付金のみとなっています。
- ※5 就業不能給付金については、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっており、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。
- ※6 保険法施行(2010 年 4 月 1 日)に先立ち、当社では 2009 年 12 月 2 日より保険法を適用した取扱いをしています。これに伴い、保険加入に際してご契約者等に詐欺行為があった場合、適用以前は契約を「無効」としておりましたが、法律上の効果を「取消し」に変更しました。

用語の説明

支払非該当となる事由の説明は以下の通りです。なお、ここでいう「約款」とは、当社の定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)および就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)それぞれの普通保険約款を指しています。

詐欺取消 ^{※6}	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。 (約款「詐欺による取消し」)
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。 (約款「不法取得目的による無効」)
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。 (約款「告知義務違反による解除」)
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきます。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しいたしません。 (約款に定める「支払事由」に該当しない場合) なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「どこよりも正直な経営を行い、どこよりもわかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

お客さまの問い合わせ窓口: TEL 0120-205566

受付時間: 平日 9時～22時、土曜日 9時～18時、(年末年始、日曜、祝日は除く)

本件に関するお問い合わせ先
 ライフネット生命保険株式会社 広報
 03-5216-7900